別紙

議事の経過

午後２時００分　開会

１　開会

司会　　皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、これより「第３回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会」を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、上尾伊奈資源循環組合の秋元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席者の報告です。委員１２名のうち１１名の方が出席しております。上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例第６条第２項の規定に基づき、委員の過半数が出席していることから、会議が成立することをご報告いたします。

はじめに資料の確認をさせていただきます。資料を事前にご郵送させていただきましたが、本日の次第が１枚、第３回検討委員会の議事資料、ホチキス止めの資料となります。こちらが一部、以上の２点でございます。お手元にございますでしょうか。

それでは、次第の２「委員長あいさつ」でございます。荒井委員長、よろしくお願いいたします。

２　委員長挨拶

荒井委員長　　皆さん、こんにちは。

急に寒くなってちょっと体が追い付いていかないような状況にございます。

これも気候変動の影響かなというふうに思うわけでございます。

環境省も所管が気候変動の対策ということで、いろいろ取り組んでいるようで、ごみ処理分野では、昨年、施設整備計画というのを出しておりまして、その中で持続可能な処理体制の確保、資源循環強化、それから脱炭素化の推進を挙げてございます。

検討しております上尾伊奈資源循環組合のごみ広域処理施設についても、こうした環境省の考え方に合致した検討を今までやってきたところでございます。

気候変動の無いように、いい施設になるように皆さんとともに知恵を絞って参りたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

司会　　ありがとうございました。

続きまして、次第の３「議事」でございますが、委員会設置条例に基づき、荒井委員長を議長とし、議事の進行をお願いいたします。

３　議事

荒井議長　　それでは私の方で進行させていただきます。
まず会議の傍聴ですが、本日の議題に特に非公開とすべき内容があるかどうかを事務局に確認します。いかがでしょうか。

事務局　　今回の検討委員会では、個人情報や特に秘匿にすべき情報等を扱う予定はございません。

荒井議長　　事務局によると、今回の審議事項には特段非公開とすべき情報はないということでしたので、原則通り会議を公開するということでよろしいでしょうか。

（委員一同、異議なし）

それでは今回の検討委員会は公開するものと決定いたします。
事務局に確認いたします。本日は傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局　　本日７名の方がいらっしゃいます。
本検討委員会の傍聴要領では定員５名としておりますが、会場の都合上何とか２席設けることができましたので、７名で傍聴の許可をお願いしたいと思います。

荒井議長　　本来なら５人だけれども、なるべく公開をするという趣旨からできるだけ入れていきたいということで、７名の方が傍聴されるということで、それでよろしいでしょうか。

（委員一同、異議なし）

異議なしということですので、それでは会議室に案内して下さい。

（１）検討委員会スケジュール

荒井議長　　それでは、お手元の次第にございますように議題の（１）「検討委員会スケジュール」について、事務局よりご説明を願います。

事務局　　それでは議事（１）「検討委員会スケジュール」についてご説明します。スライド２をお開きください。
今年度初めの検討委員会では、今年度中に委員会を４回開催予定とお伝えしておりました。
本日の議事（２）「処理対象物の見直し」と（３）「施設規模の見直し」のように、当初予定していなかった各種見直し等がございましたので、４回の委員会ではおさまりきらない可能性が高くなりました。
そこで、大変恐縮ではございますが、今年度の委員会の開催日を１日増やし計５回とさせていただければと存じます。
変更案といたしましては、１月２２日（水）「第４回検討委員会」を追加させていただき、当初予定していた２月５日（水）の検討委員会は開催時間を当初予定のまま「第５回委員会」とさせていただきたいと思います。
検討内容といたしましては、当初は、本日の委員会で検討予定であった

「土木建築計画」及び「プラント設備計画」、「エネルギーの利活用」と、それに付随する「地域貢献」について次回の第４回検討委員会で議題とさせていただき、第５回検討委員会は、当初の予定通り、「先進技術導入可能性」と「メーカーヒアリングの内容」を議題とさせていただきます。

なお１月２２日（水）の委員会は本日と同じこの会場で午後２時からの開催を予定しております。

よろしくお願い致します。説明は以上です。

荒井議長　　まずはスケジュールを変更して、今まで４回ということで予定していたところを５回にしたいということになります。

慎重審議ということで、今回もともとやる予定だった内容を２つに分けて、今回と次回、第５回については当初の予定で第４回としてセットしていた委員会をそのままにするけど、回数として５回目にあたるというそういう説明だったと思います。

何かご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

（委員一同、異議なし）

異議なしということですので、事務局の提案を了承したいと思います。

（２）処理対象物の見直し

荒井議長　　それでは次に進ませていただきます。

議題の（２）「処理対象物の見直し」について事務局より説明をお願いします。

事務局　　資料の３ページをお開きください。

議事の（２）「処理対象物の見直し」ですが、２点ご説明をさせていただきます。

まず１つ目が「動物の死体の取り扱い」、２つ目が「紙類と布類の取り扱いについて」でございます。

それでは４ページお開きください。

新ごみ処理施設で取り扱う処理対象物の見直しのうち、動物の死体の取り扱いについてご説明いたします。

まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、太字の通り「動物の死体」を「廃棄物である」というふうに定義をしております。

続いて二重丸２つ目ですが、廃棄物としての動物の死体の分類、こちらについては産業廃棄物以外の動物の死体はすべて一般廃棄物という規定になっております。産業廃棄物に該当する動物の死体が何かというと畜産農業に係る動物の死体というふうに定義をされています。

これ以降、ご説明をさせていただきますのは、新ごみ処理施設が処理責任を有する一般廃棄物としての動物の死体のお話とさせていただきます。

続いてペット等の死体の取り扱いについてですが、特にペットの死体についてはごみ・廃棄物と呼ぶのに抵抗を感じることもあるかと思います。環境省の通知では、飼い主が愛玩動物として遺骨埋葬望む場合については、廃棄物に該当しないとされています。

ですので、飼い主が火葬や埋葬望むような場合については、廃棄物処理

の許可を受けていない民間のペット霊園等がペットの死体を火葬することができることになります。
一般に動物の死体は廃棄物とされますが、大切に飼育していたペットの死体等については、飼い主が望む場合には廃棄物ではないという形となっております。
以上が動物の死体に関する法律上の定義でございます。
５ページをお開きください。
構成市町である上尾市と伊奈町において動物の死体を現状どのように取り扱っているかを「廃棄物の場合」とペット等の「非廃棄物の場合」に分けてご説明をさせていただきます。
まず、廃棄物としての動物の死体の取り扱いについてですが、上尾市では西貝塚環境センターに可燃物焼却炉とは別に動物専用の焼却炉を設置しております。
道路で見つかった動物の死体については、主に民間のペット霊園に回収から焼却までを委託しております。資料では道路で見つかった動物を「行路死亡動物」と表記をしております。
また、アライグマ等の有害鳥獣の死体については、市職員が回収し、西貝塚環境センターの動物専焼炉で焼却処理をしています。
また、市民が西貝塚環境センターに持ち込んだペットの死体も動物専焼炉で焼却処理をしています。
伊奈町についてはクリーンセンターに専焼炉はなく、また可燃ごみ焼却炉等での処理も行っておりません。行路死亡動物、有害鳥獣、ペットのいずれについてもクリーンセンターに持ち込まれた後、冷凍庫で一時保管され、民間のペット霊園に引き渡して処理をしています。
参考として、令和５年度の上尾市と伊奈町の動物の死体の処理実績を掲載しております。
続いて二重丸２つ目の部分ですが、非廃棄物であるペット等の死体の取り扱いについてご説明いたします。
飼い主が埋葬等を望むペットの死体については、飼い主がペット霊園に火葬を依頼したり、もしくは構成市町が運営する公営斎場つつじ苑に火葬を依頼していると考えられます。民間ペット霊園の利用数を把握することはできませんが、つつじ園の利用実績を掲載しております。令和５年度実績で上尾市民による利用が５８５頭、伊奈町民による利用が１６４頭ございました。
次のページから新ごみ処理施設における動物の死体の取り扱いについてご説明をさせていただきます。
６ページをお開きください。
まず基本的な事項として、新ごみ処理施設における動物の死体の処理の有無についてご説明いたします。
事前に事務局から構成市町に確認した結果から、有害鳥獣とペットの死体が新ごみ処理施設に搬入される可能性があります。そのため、新ごみ処理施設ではこれら２種類の動物の死体を処理対象物に加えることとしたいと思います。
搬入される動物の死体の処理量になりますが、他のごみや資源物のように人口推移と一致して増加もしくは減少するとは限らないものとなります

ので、令和５年度の構成市町の処理実績値を基準として考えていきたいと思います。

処理数につきましては、令和５年度の実績から有害鳥獣が３０１頭、ペットが２３３頭、合計で５３４頭とし、処理重量については、実績値などから有害鳥獣が２，４０８kg、ペットが１，３７５kg、計３，７８３kgと設定をさせていただきます。

次のページをお開きください。

続いて新ごみ処理施設における動物の死体の処理方法についてご説明いたします。

処理方法は大きく分けて２つが考えられます。

１つ目として、新ごみ処理施設の焼却炉等において自前で処理する方法です。これは例えば専焼炉を設けるなど、選択する処理方法によっては別途設備費や運営費が発生する可能性があります。

２つ目として、新ごみ処理施設で動物の死体を一時保管し、民間のペット霊園に処理を委託するという方法も考えられます。現状においても、上尾市と伊奈町のどちらも、動物の死体の一部または全部を民間のペット霊園に処理委託している実績がございます。

参考として、上尾市の実績では、行路死亡動物について年間５００頭から６００頭を収集から処理まで民間委託していますが、その委託額は年間３００万円程度となっております。

矢印の下の部分となりますが、民間のペット霊園の処理委託については委託先を安定的に確保できる場合には経済的にすぐれた方法であると考えられますが、現時点では委託先や委託費用を確定させることは困難な状況となります。

そこで、これ以降のページにおいては、あらゆる可能性を検討しておくためにも、民間のペット霊園への処理委託は可能性としては排除せず、新ごみ処理施設において自前で処理することとなった場合を想定して処理方法を検討していきたいと考えます。

８ページをお開きください。

新ごみ処理施設において自前で動物の死体を処理する方法として、専焼炉の有無、冷凍庫・冷蔵庫の有無、そして専焼炉を設けない場合については投入位置によって場合分けをすると、①から⑥までの６通りの処理方法が考えられます。

絞り込みの第一段階として冷蔵庫・冷凍庫の有無についてでございますが、冷蔵庫・冷凍庫を設置すると動物死体の腐敗の進行を防ぎながら一定期間の貯留が可能となります。

そのため、例えば施設見学者等がいるときに目の前で動物死体の処理が行われてしまうことを避けたり、一定程度たまってから一気に処理できるといった処理上の利点がございます。また処理設備をメンテナンスなどで停止するときについても腐敗の進行を防ぐことができます。

こういったメリットが考えられるため、処理設備の内容にかかわらず冷蔵庫・冷蔵庫については設ける方針とすることをご提案いたします。

なお、メーカーノウハウにより、例えば冷蔵庫・冷凍庫を設置しなくても腐敗を防止や、効率的な運用を達成する方法が存在する可能性もございますので、皆様お手元の資料では「設ける方針」と提案をさせていただい

ておりますが、こちらについては「設けることを基本的な方針とする」というふうに訂正をさせていただいた上で事業者選定段階において幅広い提案を受けられるようにしていきたいと考えています。こちらについては、お手元の資料について一部訂正という形でお伝えをさせていただきます。

なお、冷蔵庫・冷凍庫を設置する場合ですが、数や容量については、運用面も考慮して、今後事業者選定の段階までに適切に設定していきたいと考えております。

９ページをお開きください。

処理方法選定の第２段階としまして、専焼炉の有無についてご説明いたします。

まず、専焼炉設置のメリットとデメリットとして考えられることのご説明でございますが、メリットとして考えられることは「動物愛護に配慮することができること」となります。ごみと一緒に処理することと比べて、専焼炉は動物の死体に対する配慮ができると考えられます。

ただし、米印でお書きをしておりますが、このメリットについては民間ペット霊園等への処理委託でも同様のメリットがあると考えられます。

一方、専焼炉設置のデメリットは経済性となります。

専焼炉の機械設備の設置に伴う機械自体の費用、建築面積が大きくなることによる建設費などが追加でかかることが考えられ、また設備が増えますので供用開始後のメンテナンスコストについても増加することが想定されます。また、供用開始後については、受け付けや専焼炉の運用のために専属の作業員が必要になると考えられますので、運営費についても増加が見込まれます。

米印でお書きしておりますが、埼玉県に事前確認したところ、動物専焼炉の設置に係る経費は国の循環型社会形成推進交付金の対象外と考えられるとの回答がございました。

正式なところはしっかりと手続きを進めなければわかりませんが、現状の回答から専焼炉設置に伴うコスト増加分は全額がそのまま負担額になるという想定となります。

この点について先日実施したプラントメーカーへのプレヒアリングにおいて、専焼炉の設置に係る概算費用を回答していただいております。

各社金額にばらつきがございましたので、平均値で載せておりますが、建設費については１億９，０００万円、また運営費については２０年間を想定すると、２億１，６００万円という回答となりました。

これに対し、同様のメリットが期待される民間のペット霊園等への処理委託の場合、上尾市実績から年間３００万円程度、２０年間のトータルコストは６，０００万円程度と想定されますので、メリット及び経済性を総合的に判断すると、専焼炉の設置についてはデメリット側の方が大きくなると考えられます。

そこで矢印の下側ですが事務局案といたしまして、新ごみ処理施設は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の処理施設であるという原則に立った上で専焼炉を設置せず、他の可燃ごみと一緒に処理することを基本的な方針としたいと考えております。ただし、民間ペット霊園等への委託も含め動物愛護に配慮する方法は検討を続けていくという提案とさせていただきます。

１０ページをお開きください。
他のごみと一緒に処理することを基本的な方針とすると仮定した場合、動物死体の投入位置の検討が必要となります。
投入位置としては、ごみピットとごみホッパの２ヶ所が想定されます。
ごみピットに投入しようとする場合、他のごみと同じルートで投入することになりますので、搬入者や見学者から見えてしまう可能性がございます。また、動物の愛護の観点からは、動物の死体を他のごみと一緒にしばらく貯留しておくことになるため、配慮に欠ける可能性がございます。
一方、ごみホッパに投入しようとする場合、搬入者や見学者からは通常見えない位置となります。
また、動物の死体がごみと一緒にされる時間は最大限短くなりますので、ごみピットに投入する場合の課題については解決ができると考えられます。
そこで、事務局案といたしまして、ごみピットへの投入を避け、ごみホッパへの導入を基本とすることとし、ごみホッパへの投入口及び投入方法については安全性や経済性にすぐれた方法を検討することを提案させていただきます。
１１ページをお開きください。
動物の死体の処理方法について説明は以上となりますが、説明が長くなってしまいましたので事務局案としてご提示させていただいた内容を最後にまとめております。
まず、処理対象物ですが、構成市町が収集した有害鳥獣並びに構成市町の住民が持ち込むペットの死体を想定いたします。処理量については、実績等から年間で５３４頭、合計３，７８３㎏を想定することとします。
搬入された動物の死体については、冷蔵庫・冷凍庫を設置し、腐敗しないよう一時保管することを基本的な方針といたします。
また、処理方法ですが、他の可燃ごみと一緒に処理することを基本とし、ごみ搬入時や施設見学時に住民から見えないようにすることや、動物愛護に配慮し、投入位置はごみホッパを基本とし、安全性や経済性にすぐれた方法を検討することといたします。
なお、動物愛護への配慮の点も含め経済性と安定性に優れる場合には、民間ペット霊園等への外部委託も検討することとしたいと考えております。
事務局から提示したこれらの案につきまして、ご審議をいただければと存じます。
１２ページをお開きください。
「処理対象物の見直し」２つ目は紙類と布類の取り扱いとなります。
構成市町の現状ですが、集積所に排出された紙類と布類は、現有施設には持ち込まれず、集積所での収集後にそのまま紙問屋へと直接運搬されて資源化されております。
昨年度策定をした基本構想の中では、広域化後の構成市町の分別収集運搬体制について未決定の部分が多かったため、構成市町で排出されるすべてのごみ・資源が新ごみ処理施設に搬入され、処理する必要があるという最大側で処理対象物を設定していました。そのため、基本構想では紙類・布類についても新ごみ処理施設に搬入されることを想定し、紙問屋に引き

渡すまでの一時保管場所「ストックヤード」が必要になるという見込みを立てておりました。
今回の見直しの内容でございますが、構成市町の廃棄物担当部局と協議をしたところ、新ごみ処理施設の稼動開始後においても、現在と同様に紙類・布類は、集積所から紙問屋へ直接引き渡しを行う見込みであることが判明いたしました。
そのため、紙類・布類は新ごみ処理施設に持ち込まれないことが想定されるため、処理対象物から除外することとしたいと考えております。
なお、住民が紙類・布類を自己搬入する可能性はございますので、そのための一時保管場所「ストックヤード」については考慮したいと考えております。
以上で処理対象物の見直しに関する事務局からの説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

荒井議長　　動物の死体の取り扱いと紙類・布類の取り扱いについて、考え方をまとめた或いは見直したということでございます。
何かご意見ご質問ありましたよろしくお願いします。

■■委員　　３点お願いします。まず、５ページの動物の死体の取り扱いのところですが、この取り扱いの現状の推移はどういう形なのか、横ばいなのか上がっているのか下がっているのかを教えてください。
６ページになりますけど死体処理の推計を見ますと、５年の実績として処理数を設定されたということですが、この数字を、仮に超えた場合についてはどのようにお考えになっているのかというのが２点目です。
３点目ですが８ページ、専焼炉を設けないという考え方を今お話しいただきましたけど、ここに冷蔵庫・冷凍庫ってあるのですが、冷蔵と冷凍で何か違う部分があるのかっていうのを教えていただければと思います。
以上３点です、よろしくお願いします。

荒井議長　　どうもありがとうございます。
処理頭数の推移はどうなっているのかということ。それからこの想定した処理頭数を超えた場合はどうするのか。それから冷蔵庫と冷凍庫の違いという３点についてよろしくお願いします。

事務局　　まず１点目、現状はごみ処理施設へのペットの搬入数は減ってきております。有害鳥獣は、例えばアライグマは捕獲頭数が増えているというところで有害鳥獣は増えています。行路死亡動物については、細かい情報は把握してございません。
２点目について、実績を超えた場合どうなるか、処理として賄えるかというところですが、例えば今回推計で出している年間３，７８３kg ですが、ごみ処理日数で考えると大体１日あたり１０kg 程度になると想定されますので、可燃物処理施設の規模等に大きな影響を与えないと考えてございます。
それと３点目の冷蔵庫と冷凍庫の違いですが、基本的には搬入された動物の死体が腐らないように、毎日施設に入ってきてすぐ焼却するというわ

けではございませんので、保管をするのが大きな目的であると考えております。この辺りは最終的にはメーカーの提案によって冷蔵であったりとか冷凍であったりっていうので方向性が決まってくるかと考えております。

荒井議長　　他に何かございますか。
はいどうぞ。

■■委員　　現在、上尾市ではつつじ苑での動物処理をされていると思いますが、そこと同じような感覚で受け止めています。もう一度、つつじ苑との連携をどういうふうに考えておられるのか、つつじ苑の設備そのものと今回ここで設定するものとの違いという点や、２ヶ所にしないで済む方法はないのかということも含めて質問します。お願いします。

事務局　　つつじ苑との大きな違いといいますと、つつじ苑は上尾市と伊奈町で公営の斎場として作っておりまして、そこに動物の専用の焼却炉があるといったことになります。
つつじ苑で言いますと、動物を飼っておられる方、ペットへの愛護といった気持ちのある方はつつじ苑や民間ペット霊園で動物の焼却をするとなると、例えばその骨を持ち帰ることができるといった、そういった＋αの要素があるということもございます。
今回ごみ処理施設での事例で言いますと、西貝塚環境センターでは受入れはしていますけど、そのお骨の返納まではやってないっていうところですが、そういったペットへの愛護に対する気持ちの差というところでも、少しはどちらに持っていくかっていうのも変わってくるかと思いますし、あとつつじ苑も年間の頭数で言いますと、上限に近づいてきているというのもございまして、できることであれば新しいごみ処理施設でもペットだったりとか有害鳥獣であったりとか、そういうのを受け入れて欲しいという構成市町との協議の中で話し合いがありましたので、それを受けて新しい施設でも受け入れたいっていうことでこの方向性になってきたところでございます。

荒井議長　　いかがでしょうか。

■■委員　　かなり経費をかけるから、つつじ苑を補強してやっていくという方法もとれないのかなという、素人の単純な発想でした。

荒井議長　　ペットに思いのある方は骨を収集したいという希望があるケースが多いので、公営斎場にお願いする。それ以外については、ごみ処理施設の中で廃棄物として処理してということになるのかなと思います。

■■委員　　すみません。つつじ園もまとめて火葬してもらって持ち帰らない方法も確かあったような気がします。持ち帰えるのと個々でやってもらうのと、そういう方法もとっているから、そういう部分で持ち帰らないで全部処分するということも含めて考えてみたら、今でも駄目だという、能力を超えるという話なので無理はそれ以上いいませんけども、方法としてはそうい

う方法もやっている中でということで、まずしかるべきだということでお願いしました。
　特に今の説明でわかりましたということでお願いします。

事務局　　補足ですが、委員さんおっしゃる通り、まとめた火葬と個別の火葬があることはこちらも把握しているところでございまして、あと１点はつつじ苑ですと、金額的に処理費用が高く、細かい金額はこちらで今把握はしてないですけども、犬だったら中型犬であったり小型犬、大型犬、大きさによって金額が変わってきます。新しい施設でもどういった受入金額になるかというのも、今後の検討になってくるのですが、例えば西貝塚環境センターですと１頭当たり７００円とか、そういった金額ももしかしたら使われる住民の方には少し影響があるのかなと感じるところです。以上です。

荒井議長　　どうもありがとうございます。最近、有害鳥獣の被害があるので火葬するケースが増えていますが、考え方として専焼炉は設けない、あくまでも焼却でいきたいということですね。
　もし、骨を収集される方については、つつじ苑にいっていただくという説明となりますのでいかがでしょうか、よろしいですか。
　紙・布については今も収集した後はリサイクルしているということで、直接搬入があった部分については貯留して然るべき資源循環の措置をとるということかと思います。
　この２点について了承するということでよろしいでしょうか。

■■委員　　紙類・布類はこうやって書いたら、分別のマニュアルでは「紙類・布類は可燃ごみに入れないでください」ってなるわけですか。

事務局　　現状の分類方針においては、紙類・布類というふうな資源物が分けられた上で、当然、例えばシュレッダーにかけてしまった紙類であったりとか、汚れてしまった紙・布類の一部についてはもうやむを得ず可燃物でということでご案内しておりますが、統一化後も同じ認識で、紙類・布類として資源化できる綺麗なもの、ちゃんと分別していただいたものは極力資源として出していただき、どうしても汚れてしまったものは可燃物というような認識をしております。

■■委員　　それだったらいいです。

荒井議長　　その辺も改めて確認したということで、今後の行政に活かしていっていただけたらと思います。他に何かございますか。
　はい、どうぞ。

■■委員　　紙ごみの分別の問題については、私ども地域の自治会の間では、ごみ置き場の分別含めてリサイクルもすべて担っているという、丸投げされていると言っても言い過ぎではないという風に思っています。
　今のごみの状況見ていても、これからいろいろ検討して指導して、町ぐるみでやるという話の部分が出ていますけれども、現実はかなり可燃ごみ

の中に紙が、上尾市は特に分別がゆるいですから、非常にたくさん入っています。これらを具体的に指導ということになるけれども、特に検討して欲しいのですけども、市の問題にはなるということは承知の上なのですが、集積所に集めてしまうことによって、出してしまうと全く責任がないんです。もうみんな知らん顔なんです。

後始末は町内の役員だったり、近所で言えば昼間いる人たちがカラスの後始末含めて猫の後始末を含めて掃除をしているのが現状です。

１つはその集積の仕方、実際にリサイクル・資源化するというところでの効率の良さというのは、今の集積所方式がいいのか、それとも各戸別の収集、戸別だったら１軒１軒きちっとしなければ持っていかないというぐらいの話になることもあると思います。

この収集をより効率的にやるための方法というのは考えておられますか。これはもうそれぞれ構成市町ということになるのでしょうか。実際に効率含めて教えて頂けないでしょうか。

事務局　大変申し訳ないのですが、今回議論している内容というのは処理場の話になってきますので、分別についてはちょっと今回話が逸れてしまいますので、担当の部署にはお伝えしたいと思います。

今回は申し訳ないですが、回答は控えさせていただきます。

■■委員　ありがとうございました。わかるのだけれども、ごみというのは収集から始まって、焼却まで一貫しているのではないかというふうに私ども素人としては思うので、改めて、その辺の部分も知恵を出していただけると、収集等を含めてお願いしておきます。

事務局　ご意見ありがとうございます。担当には伝えたいと思います。

荒井議長　はい、どうもありがとうございました。他に何かご意見ございますでしょうか。

（委員一同、異議なし）

それでは動物の死体の取り扱いと紙類・布類の取り扱いについては、事務局提案を了承したいと思います。よろしくお願いします。

（３）施設規模の見直し

荒井議長　続きまして、議事（３）「施設規模の見直し」について事務局から説明をお願いします。

事務局　１３ページからご説明をさせていただきます。

議事の（３）「施設規模の見直し」ですが、少し項目が多くなってしまいますのでまず取りまとめをさせていただきますと、３－１で昨年度策定をいたしました基本構想において行った施設規模算定の概要についてご説明をさせていただき、それ以降が今回の見直しで、３－２が稼動開始予定年度のごみ発生量の見込み、そしてこの発生量を処理量に置き換えをしまして、３－３でごみ処理量の見込みを出した上で、３－４でここまで算定

をした数字を用いて施設規模を再算定させていただき、再算定後、施設規模については「現状推移ケース」、「目標達成ケース」の２種類ございますが、こちらについてどちらか一方へのご選択という形でのご提案をさせていただき、最後の取りまとめとさせていただきます。

１４ページをお開きください。

まず、昨年、基本構想策定時における施設規模の算定方法の概要となりますが、構成市町が推計をした令和１４年度のごみ発生量をスタートラインとしまして、矢印の流れのまま作業を進めさせていただき、現状推移ケースと目標達成ケースの２通り施設規模を算定するという流れでございました。なお、算定に使用した算定式は下に掲載をしておりますので説明は省略をさせていただきますが、結果として施設規模が可燃ごみ処理施設、現状推移ケースと目標達成ケースで２１４tから１７９tという幅、不燃粗大ごみについては２９tから２５t、資源物処理施設については５８tから５１tという数字を算定いたしました。

次のページ、１５ページをお開きください。

ここから今回施設規模の見直しについてのご説明となりますが、まず１つ目として、稼動開始予定年度である令和１５年度のごみ発生量の見込みについてご説明いたします。

前のページでご説明いたしましたが、基本構想では稼働開始予定年度である令和１５年度に最も近い数値として、構成市町が推計していた令和１４年度の推計値を使用して施設規模を算定いたしました。今回、稼働開始予定年度である令和１５年度に必要となる施設規模をより具体的且つ正確に予測するため、直近の令和４年度と５年度のごみ発生量実績も踏まえた上で、令和１４年度ではなくその１年後の令和１５年度のごみ発生量の見込みを算出した上で、施設規模を見直したいと考えています。

現状推移ケースにつきまして、構成市町の計画では、令和３年度までの実績値に基づき、そこまでの実績の傾きを推計式に代入するという方法をとっておりました。今回、令和４年度と５年度の実績値を反映した上で、方法としては市町と同じく、それまでの実績の傾きを推計式に代入する形で、令和１５年度の推計値を算出いたしました。

一方、目標達成ケースでございますが、もともと構成市町が各種減量施策の効果等を考慮して設定した目標値、固定値となりますので、今回事務局では新規設定等は行わず、令和１４年度から令和１５年度にかけて１人１日当たりのごみ量の目標値は据え置きとして固定をいたしました。

なお、令和１４年度から１５年度にかけて、構成市町の人口推計は１年分変動いたしますので、１人１日当たり目標値は据え置きといたしましたが、人口全体でのごみ発生量については算出し直す形といたしました。右に両ケースの推計結果をそれぞれ市町ごとで掲載しております。なお数値の詳細説明は省略をさせていただきます。

１６ページをお開きください。

前のページでは、構成市町それぞれのごみ分別区分によるごみ発生量の見込みをご提示しました。これを広域化後の分別統一案に置き換えた数字が表の通りとなっております。なお置き換えにおける考え方等については、米印等で記載をしておりますので説明は省略をさせていただきますが、市町合計かつ令和１５年度の現状推移と目標達成の数字をこちらに掲

載をしております。
この数字を計算した上で、次のページ１７ページをご説明させていただきます。
続いてのご説明が令和１５年度のごみ処理量の見込みについてのご説明でございます。
前のページではごみ発生量のご説明をいたしましたが、まずごみ発生量と処理量についてご説明をいたしますと、発生したごみ・資源の中には複数の処理施設を通るものがございます。
例としてお書きしていますが、「可燃性粗大ごみ」については、不燃粗大ごみ処理施設で破砕処理した後、その残渣を可燃物処理施設で処理を行います。ですので、発生量としては粗大ごみだけとなりますが、処理量としては、粗大ごみと可燃ごみの両方にカウントする必要があるものとなります。そのため、施設規模の算定にあたっては、令和１５年度のごみ発生量をごみ処理量に置き換える必要がございます。
ごみ処理量への置き換えに当たり、可燃性残渣の見直しについてご説明をいたします。
基本構想では、可燃性粗大ごみの破砕後の残渣を可燃性残渣として想定していました。今回、資源物等の処理工程を精査した上で、可燃性残渣を２つ追加させていただきたいと思います。
１つ目は、プラスチック類の選別工程で発生する不適物ですが、こちらは伊奈町の容器包装プラスチックの選別実績の数字がございますので、その数字を基準として、可燃性残渣の量を算出して追加させていただきます。
２つ目は、紙類ですが、集積場所から民間事業者へと直接引き渡すと先ほどご説明をいたしましたが、この引き渡した後、雨でぬれてしまったもの等については、資源化ができないものとして、可燃物としてごみ処理施設に搬入、戻されることになるため、上尾市と伊奈町の現状の実績値から可燃性残渣の量を算出して追加をさせていただきたいと考えております。
図としては１７ページの赤いマルで囲ったところを今回追加の残渣として、想定をさせていただければと思います。
続いて１８ページのご説明をさせていただきます。
令和１５年度のごみ発生量、そこにただいまご説明をした可燃性残渣を考慮して、ごみ処理量の見込みを算出した結果が１８ページの表となります。なお、今回新たに追加した可燃性残渣、先ほどご説明したものについては、数字が見えやすいよう基本構想で想定していた「可燃性粗大ごみ」とは分けて、「可燃性残渣」という名目で記載をしております。
次のページから、このごみ処理量の見込みに基づき、施設規模の再算定を行います。
１９ページをお開きください。
今回、施設規模の算定方法、算定式に変更がございましたので、ご説明いたします。
今年の３月２９日付環境省の通知において、施設規模の計算方式、算定式が改定されました。変更があったところのご説明となりますが、可燃物処理施設の施設規模算定に主な変更が加わりました。変更箇所を太字で記載しております。

１つ目に施設の年間停止日数ですが、旧来は年間８５日の停止が想定されていたものが、下側の太字の部分、施設の年間停止日数については７５日というふうに変更されました。

また２つ目の変更として、故障などのやむを得ない停止、イレギュラーの停止を想定する調整稼働率という数字がございましたが、こちらが新たな算定式では廃止されました。

全体的なところとして可燃物処理施設については稼働日数を今までより多く見込むような算定式となりましたので、当然同じごみ量であれば、より長く動くということで施設規模が小さくなるような算定式が今回改正をされております。なお、不燃粗大ごみ及び資源物処理施設については算定式の見直し等はありませんでした。

その上で次のページ２０ページのご説明をさせていただきます。

施設規模再算定にあたって、変更点としての２つ目、計画月最大変動係数の見直しについてご説明いたします。計画月最大変動係数は不燃粗大ごみ処理施設と資源物処理施設の施設規模の算定に使用する係数でございますが、例えば年末の大掃除の時期に集中する粗大ごみ、または夏に特に需要が集中するペットボトルといったように時期や季節によってごみ量の変動が起こる場合がございますので、こういった時期ごとの変動を考慮するための係数となっております。こちらの計画月最大変動係数について、基本構想では１．１５という標準値を仮採用しておりましたが、今回可能な限り市町の収集実績に基づき、計画月最大変動係数を算出いたしました。処理対象物ごとの計数は表にお書きをした通りとなりますので、詳細の説明は省略をさせていただきます。

次のページ、２１ページをお開きください。

令和１５年度のごみ処理量の見込みに基づき計画月最大変動係数の見直しを考慮した上で、国の新たな算定式で施設規模を算出した結果が表の右側の部分となっております。なお、今回、不燃粗大ごみ処理施設と資源物処理施設の２種類については、内容が個別に具体的にわかるよう、処理対象物ごとの施設規模も併記をさせていただいております。可燃物処理施設については、現状推移ケースで日量１９０t、目標達成ケースで日量１８０t、不燃粗大ごみ処理施設は現状推移ケースで日量３３．2t、目標達成ケースで日量２７．9t、資源物処理施設の合計規模は現状推移ケースで日量４４．2t、目標達成ケースで日量４４．6tとなっております。

今回、国の算定式の変更については施設規模が小さくなる方向の計算式でございましたが、可燃性残渣の見直しや、計画月最大変動係数の見直しなど、施設規模の増加もしくは施設間での処理量の移し替えなどといった様々な見直しを行いましたので、基本構想のときの施設規模と単純に比べてどれだけ増えた減ったという比較は単純にはできないものとなっております。

わかることといたしまして、令和４年度と５年度のごみ量実績についてはもともとの想定よりもかなり減少したという実績が出ました。ですので、現状推移ケースの施設規模の減少幅はかなり大きくなっておりまして、見直し案の目標達成ケースと現状推移ケースの差については基本構想策定の時よりも縮まってきています。

２２ページについてご説明いたします。

施設規模の見直しの最後のご説明でございますが、昨年度の基本構想の策定時点では、構成市町の一般廃棄物処理計画の策定から日が浅く、減量施策等の効果の検証が明確でなかったことから、現状推移ケースと目標達成ケース、双方の施設規模を算出し、施設建設工事の発注段階までに過不足のない施設規模を算定・見直しすることとしております。

現在実施中の環境影響評価手続きや、今後検討する土木建築計画、プラント設備計画、そして今年度末に実施予定であるプラントメーカーヒアリングを考慮すると、現在のように施設規模が２通り存在している状態では具体的で正確な手続きを検討していくことが困難になると考えられます。

そこで、今回の再算定により現状推移ケースと目標達成ケースこの２つの差が縮まってきており、目標達成がより間近に見えてきたと考えられることも考慮し、事務局案といたしまして、新ごみ処理施設の施設規模算定は目標達成ケースを基本的な方向性とすること。ただし、基本構想のときと同様、今回の施設規模が当然最終案ではなく、今後、施設建設工事の発注段階までに過不足のない施設規模を算定・見直しすることは継続すること、こちらをご提案させていただきます。

なお、昨年度、目標達成ケースを採用した場合に、構成市町におけるごみ減量が目標通り進まなかった場合をご心配される声もございましたので、次のページから構成市町及び組合における対策対応をご説明いたします。

上尾市

上尾市の環境政策課でございます。

着座にて説明をさせていただきます。お手元の資料２３ページをお願いいたします。上尾市のごみ減量の状況についてご説明をさせていただきます。

最初にごみ量の推移でございますが、上の表下段の１日１人当たりの家庭系ごみ量は令和３年度が５４０g、令和４年度が５２６g、令和５年度が５０２gとなり、総排出量とともに減少している状況でございます。

下の表は、上尾市一般廃棄物ごみ処理基本計画で定めた令和１４年度の目標値となりますが、資源物を除く１日１人当たりの家庭系ごみ量を令和３年度比で１００g減の４４０gに設定をしております。目標値達成のために、基本計画に基づき「みんなで実現、ごみを減らして資源を循環させるまち」を基本理念に、ごみの発生抑制やリユース、リサイクルの推進による資源循環など様々な施策を実施しております。

続いて下の２４ページをお願いいたします。

先ほどの目標値を達成するためのごみ減量施策でございますが、最も大きな変更点は１点目の「家庭系ごみにおけるプラスチックの資源化」となります。伊奈町においては、すでに容器包装プラスチックの資源化を行っておりますが、現在、上尾市では可燃物として処理していることから、令和１５年度供用開始を予定しているごみ広域処理施設の稼働に先立ってプラスチックを資源化し、さらなる減量を図る予定でございます。

現在は本件の他、先ほど質問にもございましたけども、ごみ有料化に伴う戸別収集の可能性なども含めながら、上尾市廃棄物減量等推進審議会で審議を進めていく予定となっておりまして、令和７年度までに詳細を決定いたします。決定後は令和８年度から周知啓発を開始し、令和１２年度か

ら暫定的に実施する予定となっております。
下の２点目でございますが、約３０年ぶりに大きく分別方法を変更することから、この機会にプラスチックだけでなく、びん類や可燃ごみの中に多く含まれております紙類の資源化など、ごみの資源化について令和８年度から４年間をかけて周知活動を行う予定となっております。周知のために各自治会単位で説明会を開催するなど、細かく市民の皆様に浸透するよう努めるほか、事業者向けの説明会も実施いたします。またイベントや出前講座なども活用して分別方法を広め、ごみを減らしさらなる資源化を推進して参ります。
以上のようなごみ減量施策を積極的に実施し、今回施設規模でお示ししている目標達成ケースの実現に向けて全力を傾注して参ります。上尾市のごみ減量に関する説明は以上でございます。

伊奈町　　続きまして伊奈町のごみ量推移及び目標値、ごみ減量施策についてご説明をさせていただきます。資料の２５ページをご覧ください。
令和３年度から令和５年度にかけてごみ量は減少しており、１日１人当たりの家庭系ごみ量としては、令和３年度と比較して３２g減少しております。現行のごみ処理基本計画における令和１４年度の目標値は１人１日当たりのごみ量として４６９gでございますので、目標値をすでに達成している状況でございます。しかしながら、令和５年度の実績値につきましては、町のクリーンセンターの基幹改良に伴い、年度末のごみの持ち込みを減らしてもらうよう広報や回覧等で周知したことによる一時的なものであり、令和６年度には増量する可能性もございます。
このことから伊奈町としては２６ページのごみ減量施策を実施していきたいと考えてございます。
まず、令和７年度におきましては、公共施設における紙類を古紙として分別もしくはDXの推進を図り、極力紙の使用を削減し、可燃ごみの減量を図っていく予定でございます。
また、令和８年度から事業系一般廃棄物における資源物の搬入抑制を行っていく予定でございます。こちらにつきましては一般廃棄物の許可業者との連携が不可欠であることや十分な周知期間を要することから、令和７年度から準備を進め令和８年度より実施していく予定でございます。
最後に家庭ごみの分別におきまして、古紙の分別の中に新たに雑紙を加え、可燃ごみの量を減量していく予定でございます。伊奈町からは以上でございます。

事務局　　それでは引き続き組合事務局よりご説明をさせていただきます。２７ページをお開きください。
組合からは、万が一目標達成ケースの達成が困難となってしまった場合の対策として、施設側で考えられることをご説明いたします。
まず１点目として、可燃物処理施設における災害廃棄物１０％の上乗せについてですが、施設規模算定において上乗せをする災害廃棄物１０％分については、当然のことながら平時においては余力となります。可燃物処理施設については、この余力分が日量１６t程度という想定でございますので、災害時などのやむを得ない場合を除けば、可能な範囲においてごみ

増加にも対応可能であると考えております。
　続いて２点目として、年間の停止日数でございますが、国の新たな算定式で年間７５日を想定することとされておりますが、これは全国事例やプラントメーカーからの聞き取りに基づいた設定値であると考えられます。
　ここからは想像でのお話になってしまいますが、この算定式が日本中多くの自治体で採用されるということが想定されるため、この７５日の設定にあたっても比較的確実かつ安全側での想定が行われたと考えられます。
　実例においては、年間３００日超の稼動、この場合年間停止日数が６５日以下となりますが、こういった稼働を達成している最新施設も見られることから、本組合が整備する施設については、今後数年間の技術進歩も取り込んだ施設になることも考慮し年間７５日の停止、稼働日数で言えば２９０日と想定した稼動日数にも余裕が生じることはあり得ると想定しております。
　最後に、稼働開始予定年度以降のごみ減量トレンドでございますが、構成市町の人口は、少子化高齢化のさらなる進行により、将来にわたって人口減少方向で推移することが予想されております。万が一、１人当たりのごみ減量が目標通り進まなかった場合であっても、人口減少によりごみ総量が減少方向に進んでいくと考えられることから、新しいごみ処理施設が稼働する数十年間において施設規模が逼迫し続けるという状況は想像しづらいと考えております。
　最後に２８ページで今回のこの議題の取りまとめとしてお話をさせていただきます。
　事務局からのご提案事項等の取りまとめですが、最初に基本構想における施設規模算定の概要を説明いたしまして、次に施設稼働予定年度である令和１５年度のごみ発生量の見込みを推計いたしました。そして、プラスチック類と紙類・布類の選別後の不適合物、これを「可燃性残渣」として追加するご説明をした上で、令和１５年度のごみ処理量の見込みを算出いたしました。
　続いて不燃粗大ごみ処理施設と資源物処理施設の計画月最大変動係数、こちらを標準的な数字からそれぞれ実績に基づく数字に見直しをした上で国の新たな算定式に基づいて施設規模の再算定を行いました。
　最後に、これまで現状推移と目標達成の２通りの施設規模を算定していたところ、今後は目標達成ケースを採用することをご提案させていただき、目標達成に向けての構成市町及び組合の対策をご説明いたしました。説明は以上となります。
　施設規模の再算定と目標達成ケースを採用するという事務局案につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

荒井議長　　はい、どうもありがとうございます。
　施設基本構想に関する規模算定の概要、それから稼働年度におけるごみ発生量の見込み、稼働開始年度の広域ごみ処理量の見込、それらを受けて施設規模の再算定を行われました。その中で現状推移ケースと目標達成ケースがあるけれども、今回は目標達成ケースを採用することを提案したいという内容でございます。
　何かご意見、ご質問ありますか。はいどうぞ。

■■委員　　確認なのですが、ごみ減量にも関わってくると思うのですが、先ほど上尾市からリユースの件についてお話がありましたけど、今度の新しい処理場では、リユースのスペースというのはお考えなのでしょうか。

事務局　　リユースは地域貢献に関わる検討として、次回の議題として上げたいと考えています。例えば粗大ごみを回収して、使えるものは住民に提供するとか、そういったものを新しい施設でも検討したいと思っておりまして、次回の検討委員会の議題でその辺をご審議いただければと思います。

■■委員　　１５ページの稼働開始のごみの発生量の見込みでございますけれども、これは人口推計の変動のみを反映して、この発生量を推定したということですね。そうしますと、目標達成が上尾市の場合は下がっていくようなので人口が恐らく減少していくだろうと思います。伊奈町の場合は、目標達成値が上がっているっていうことはやや人口が増えていると、こういうような解釈なのでしょうか。

事務局　　今回、令和１５年度の現状推移と目標達成でございますが、現状推移は、もともと市町で作っていた一般処理廃棄物計画では令和３年度までの実績で推計をしておりました。今回令和４年度と令和５年度、２ヵ年分のごみの発生量の実績が出ましたので、それをもともと市町で使っていた推移を計算する計算式に当てはめさせていただいて、１５年度のごみの量を再算出させていただいたところでございます。
　委員さんのおっしゃる通り、目標達成の数値は組合で変えることはできませんが、人口は若干微増微減ございますので、その人口の数値を１人１日当たりのごみ量にかけ合わせて、若干の変更をさせていただいたところです。

■■委員　　わかりました。そうすると上尾市は人口減少するだろうと、全国的な傾向と同じように人口が減少してくだろうというわけですね。それで伊奈町はすでに人口は頭打ちになっていますが、希望的観測としてはちょっと増えるだろうというふうに考えて目標人口値を計算してるわけですから、それに合わせて計算しているというわけですね。

事務局　　人口に関してはおっしゃる通りになります。上尾市は減で伊奈町は増といったことになります。

荒井議長　　ごみ排出量の原単位を令和４年度、５年度分入れて、推計し直したということですね。人口については推計人口で、上尾市は若干減る、伊奈町については若干増えているという修正を行って、トータルのごみ量を推計したということですね。
　そういう考えでよろしいですか。

事務局　　はい。

荒井議長　　他に何かございますか。どうぞ。

■■委員　　資源ごみの濡れたものや何かで可燃物に戻ってくるという説明をいただいたと思うのですが、どのぐらいのパーセントか、どんな状況かというのは別に出ていますか。というのは、私どものところは雨の日でも傘をささなきゃければいけないような天候の日でも資源回収をやります。それで、構成市の話になると思いますが、雨の日とか資源回収やっています。濡れたらどうするのだろうと、シートを掛けたり、大変な仕事をしながら回収しているのだけれどもどのぐらい戻っているかわかりますか。

事務局　　古紙・古着関係の戻り率なんですけども大まかな数字で言いますと、上尾市の場合は年間 2,000t に対して 80ｔ強戻ってます。伊奈町に対しましては、年間約 1,000t 近いですが、戻りが 40ｔ強になります。

荒井議長　　大体 4%ぐらいですね。両方ともね。よろしいでしょうか。

■■委員　　状況としては戻ってくるのだということがわかりましたので。ありがとうございます。

荒井議長　　他に何か意見ご質問ありますか。

■■委員　　１点確認させてください。
今回、国からの通知で若干見直しをされたというご説明でしたけども、この数値を変えて、施設規模にはあまり影響がないのかなと思っているのですが、この目標達成ケースが変わったことにより、ごみ処理施設で最低限必要なものって必ずあると思います。それを認識した上で、今現状、この推移が変わったと、選ぶものが達成ケースが変わったという選択をされるわけですけども、その辺の施設規模との関連はどうお考えなのかというのをお聞きします。お願いいたします。

事務局　　施設規模の関連で言いますと、今回令和１５年度の両市町から発生するごみ量、例えば可燃のごみ量で言いますとその総量を出しまして、それからこちらの国の新しい計算式に当てはめて、その１日当たりの処理をするのに必要な規模ということで、今回で言いますと１８０tを計算式に基づいて設定をさせていただいたところでございました。こちらでしたら今後の市町の資源化であったりとか、ごみ減量化の取り組みで実現可能といったところで設定をさせていただいたところです。

荒井議長　　国の問題意識の中に、やはり適正なごみ処理施設の施設規模にしたいという思いがあるようです。最近非常に建設費が上がっていますから、上がっている中であまり大きい施設で作ってしまうと更に財政を圧迫してしまいます。稼働日数を現在の施設が運転している状況に合わせて増やして、それによって処理量が同じですから、施設規模が変わってきます。なるべく稼働日数を増やす方向で国がやっていくことにしたということです。

■■委員　　不燃粗大ごみ処理施設について、２０ページに計画月最大変動係数を令和１年から５年の実績で見直されていますが、令和１年から５年の実績だと、コロナ禍の影響を結構受けているのではないかと思います。これをコロナ禍の影響がないときであれば、どれくらいになるのでしょうか。
今すぐには多分出ないでしょうけど、微妙に変わってくるのかなと思いました。検証しておいてください。よろしくお願いします。

事務局　　ご意見いただきましたのでそれで試算したいと思います。
今回、過去5年間の実績っていうところですが、今後も新しい実績出ましたらこちらの月最大変動係数等を当てはめて、目標達成ケースの計算式に入れるといった見直しを、適宜こちらでかけていきたいと思っております。

荒井議長　　どうもありがとうございます。
発注仕様書が確定するまでの間は、施設規模を少しずつ見直しできますので、そういった新しい情報が入ったら試算をしていただければよろしいかなとは思います。
よろしくお願いします。他にございますか。

■■委員　　次回の検討委員会のときで結構なのですが、例えば目標達成ケースに１日当たり１８０t、現状で１９０t、それぞれ１９０から１８０に減ったことによって建設費等どのくらい割安になるのかなっていうのが、もしそんなに大きく金額的に経済的に変らないようでしたら、余裕もあってもいいような気もいたしますが、その辺の費用と安全性っていうのを次回にお知らせいただければと思います。

事務局　　ごみ処理施設の事業費は、なかなか自分たち独自で試算することが非常に難しくて、最終的にはメーカーヒアリングで見積をいただいて、新しいごみ処理施設は幾らぐらいかを設定していきたいと考えておりますので、一概に１０t違うから何億円違うとは言えないのですけれども、やはり数億円程度の違いは生じるのではないかというふうに見込みはあります。

荒井議長　　次回、もしそういった試算ができるのでしたら、またじっくり見ていただければよいかと思います。

事務局　　次回までにいろいろ調査することが難しいので、参考までに基本構想を策定したときに、建設工事費の推移で、ごみ処理施設の金額を規模で割るｔ単価っていうものを、1t当たり何億円ぐらいかかるかというものを、全国的な傾向を調べてございます。令和５年の段階で言うと1t当たり１億円ちょっとぐらいです。ただ単に1t当たりっていうふうに割り返しているので、１７０から１８０tに上がるときに、１０tだから１０億円っていうわけでもないとは思いますが、ご参考までにお伝えします。

荒井議長　　はい、どうもありがとうございます。

建設費については、基本構想の調査をした段階で1t当たり１億円ぐらいの考え方ということでございます。

はい。他に何かご質問ございますか。それでは２８ページでございます。今のまとめの部分、もちろん前半部分も含めてですけれども施設規模の再算定ということについて、了承するっていうことでよろしいでしょうか。

（委員一同、異議なし）

はい。どうもありがとうございます。それでは議題（３）の設備費の再算定については了承したいというふうに思います。

（４）可燃物処理方式の選定

荒井議長　　引き続き、（４）「可燃ごみ処理方式の選定」というところに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局　　引き続き説明をさせていただきます。お手元の資料29ページをお開きください。

議事の（４）「可燃ごみ処理方式の選定」でございますが、こちらについても少し項目が多くなっております。４－１として「処理方針の選定スケジュールについて」こちらを少し見直したいところがございますのでご説明をし、４－２「検討対象とする処理方式」こちらは前回までの絞った処理方式を一覧でご説明をいたします。そして４－３で事務局で実施をいたしておりました「プラントメーカーのプレヒアリングの結果」についてお話させていただき、４－４でこのプレヒアリングの結果を踏まえた「処理方式の二次選定」についてご説明をします。そして最後に評価基準案の中の評価項目について、事務局からの案をご提示させていただきます。

３０ページをお開きください。

可燃ごみ処理方式の選定スケジュールについてのご説明ですが、今回この赤字部分の見直しを行いたいと考えております。もともと今回、第３回の検討委員会では、処理方式の評価基準を設定した上で次回の検討委員会においてプレヒアリングの回答結果と評価基準によって二次選定を実施する予定としておりました。こちらについてプレヒアリングの回答結果をこの後のご説明となりますが、今回プレヒアリングの回答結果だけでも二次選定を行うことができるだけの判断材料が集まったと考えられるため、次回に予定していた二次選定を今回の議事前半に移し替え、後半は予定通り評価基準の設定を行いたいと考えております。ですので、最も大きな変更については次回やるはずであった二次選定を今回ご説明したいというところでございます。

なお、次回と申しましたが、回数としては表の右側にございますが、第２回、３回、５回と飛んでおりまして、検討委員会の開催回数を１回分増加いたしました。

次回が第４回となりますが、もともと処理方式については２月の一番最後の検討委員会でのお話の予定でございましたので、ここは変わらず第５回の２月にお話をしたいと考えております。また、最終的な処理方式の評価、選定となりますが、もともとのスケジュールでは「令和７年夏」とピ

ンポイントで記載をさせていただきましたが、プラントメーカーヒアリングの回答分析等に時間を要する可能性があるため、ぼやかした書き方になってしまいますが、「令和７年夏以降」という形、最短で夏という書き方に変えさせて頂ければと思います。

３１ページお開きください。

前回までの可燃物処理方式の選定状況のご説明となります。第２回検討委員会では構成市町の分別統一案に対応できない処理方式や近年の導入実績がわずかなものなどを一次選定において除外し、焼却方式のストーカ式と流動床式、ガス化溶融方式のシャフト炉式と流動床式、そしてバイオガス化方式の乾式メタン発酵を発酵残渣を焼却処理するメタンコンバインドという方式として整理した上で、ご覧の表の赤枠で囲った５方式を第一次選定で残したという形となっております。

続いて３２ページのご説明をさせていただきます。

前回の検討委員会後、事務局においてプラントメーカーのプレヒアリング、簡易なヒアリングを実施いたしました。その結果についてのご説明でございます。今回行ったヒアリングですが、対象は国内１０社にヒアリングを実施し、回答はそのうち９社からございました。具体的なヒアリング項目は一番下に記載してあるヒアリング項目全８問といたしました。

次のページから各項目の回答結果について概要をご説明いたします。

３３ページをお開きください。

まず設問１として、検討委員会で絞り込んだ、先ほどの赤枠５つの処理方式、この処理方式のうち各社が事業展開を行っている処理方式の建設実績を聞き取りいたしました。平成２５年度以降の建設実績においてはストーカ式焼却、これが最も多く竣工済みで８０施設、建設中も含めると８７施設と言う回答となりました。次点でシャフト炉式のガス化溶融炉が１１施設、その他の処理方式については、いずれも１０施設以下となりました。

また回答があった９社のうち、ストーカ式焼却についてはすべて９社の建設実績があり、また他の処理方式ストーカ以外については、いずれも建設実績があったのは２社以下となっております。

続いて３４ページをご説明します。

設問２として、新施設への提案が可能な処理方式とその理由についてお聞きをした回答となります。マルの中に数字が入っているものも含めて、この丸印のものが記載されているものが提案可能と回答があったところになりますが、ストーカ式焼却炉、シャフト炉式のガス化溶融炉、メタンコンバインドの３種類でございました。流動床式の焼却と流動床式のガス化溶融については、技術保有しているメーカーはあるものの、新ごみ処理施設に提案可能としたメーカーについては０という結果でございました。

設問３番として、同じ表のところで提案可能な処理方式の提案優先度、メーカーごとにどれを薦めるかという提案優先度についても、お聞きをしましたのでその回答をご説明いたします。こちらについてはメーカーとしての提案優先度が第１位であったものについては①とお書きをしており、第２位を②と記載しております。

該当９社のうち、ストーカ式焼却の優先度を１位としたメーカーは９社中８社でございまして、２位としたものが１社でございました。また、

シャフト式のガス化溶融方式については２位としたメーカーが２社ございました。メタンコンバインドについては１位としたものが１社、２位としたものが１社でございました。

なお、先ほど一部ご説明いたしましたが、黄色で塗っている箇所が各社の技術保有している方式となりますが、黄色で塗っていても提案可能という回答がなかったものもあり、こちらから提示した施設の前提条件や、もしくは各社の今後の事業展開の意思を各社が総合的に判断した結果、回答がなかったものと思われます。また、H 社はメタンコンバインドのところに丸が書いてありますが、こちらについてメタン化技術については自社保有をしていないものの、ストーカ式の焼却については技術を有しているということで、メタン化技術を有する他の企業と協業することで提案は可能という回答でございました。ただし、提案優先度については回答ございませんでしたので、メーカーの温度感がここに表れていると考えられます。

続いて３５ページのご説明をいたします。

設問としては質問番号引き続きとなりますが、設問２のうち提案可能とした理由及びメリットについては、こちら表の記載の通りになりますので、全体の説明は省略をさせていただきますが、１点、真ん中のシャフト炉式のガス化溶融方式については提案可能と回答したメーカーが２社ございましたが、この２社が採用する技術がコークスベッド式と酸素式という別の技術を採用しているとのことで、回答内容のメリットについても、どちらか一方の技術にしか該当しないものがございました。

続いて３６ページをご説明させていただきます。

設問４として提案可能な処理方式における処理不適物についてお聞きをしております。こちらについても記載の通りとなりますので、全体の詳細説明は省略をさせていただきます。

３７ページをお開きください。

設問５として提案可能な処理方式における概算の建築面積についてお聞きをしました。その結果がこの記載の通りとなりますので全体説明は省略となりますが、今回の回答から分かることとして、どの方式を選択した場合であっても、前回、検討委員会等で提案をさせていただいて了承いただいた概略配置図における設定面積、工場等の面積を１１，６００㎡という形で想定をいたしましたが、どの処理方式であってもこの面積に収まるということが確認できたことになります。

続いて３８ページについてご説明いたします。

設問６といたしまして、概算の発電設備容量、これを kW という形で調査をいたしました。詳細説明については記載の通りとなりますので省略となりますが、１点確認できたことといたしまして、現在、ごみ焼却熱で発電を行っている上尾市西貝塚環境センターについては、施設規模が日量３００t でかなり大きい施設ではございますが、発電設備の容量は 2,080kW となっております。

ですので、今回こちらの回答は技術の進歩等もあり、発電量については格段に増加しています。どの処理方式であっても、今の現有施設を優に超える発電容量になるというところが判明したところとなります。

続いて３９ページについてご説明いたします。

設問７といたしまして、平均停止日数についても回答を求めました。こ

ちらについては全炉停止の場合と１炉停止の場合等で数字が行き来しているので、数日のものから数十日のものもありますが、これは全炉停止の場合か１炉停止の場合かとなっております。説明について全体の説明は省略をさせていただきますが、先ほどご説明をした年間で６５日以下の停止日数を表す数字として焼却方式の中にも６５日を下回るような数字も見えてきているものとなっております。

４０ページに説明を進めさせていただきます。

こちらが最後の設問となります。

設問８として、こちらについては議題の最初の方でご説明をいたしました動物専焼炉についてのものでございますので詳細説明省かせていただきますが、それぞれ各社かなり差はありますが、いずれも施設整備費用ともに専焼を設ける場合はかなりの金額という回答がございました。

続いて４１ページでございます。

ここまででご説明をいたしましたプレヒアリングの結果、これを踏まえた二次選定の案として事務局案をご提示させていただきます。

まず提案可能と回答したメーカーがゼロであった流動床式の焼却、そして流動床式のガス化溶融については、今後の選定から除外をしたいと考えております。

続いてシャフト式のガス化溶融でございますが、こちらについては優先度２位で提案可能と回答したメーカー２社ございました。ただ、その２社がコークスベッド式と酸素式というそれぞれ別々の技術、形式を使っていることから、不適物の受け入れ基準、もしくはエネルギー消費量の考え方が異なっており、いずれかの形式のメリットを期待すると実質的に１社しか該当しないということになってしまい、入札における競争が行われない可能性がございます。また、回答のあった２社のうち１社については、直近１０年間での建設実績がないこと、また２社ともに優先度１位としては、本施設についてはストーカ式焼却としているという現状も踏まえ、シャフト炉式ガス化溶融炉については除外する方針としたいと考えております。

一方、ストーカ式焼却については、お聞きをした９社全社が提案可能であると回答したこと、またメーカーによる提案内容の大きな違いもなく、入札競争性においては優れていると思われます。

そういった点も含め、現状で明らかな問題は見当たりませんので、今後の検討対象として残したいと考えております。

最後にメタンコンバインドにつきましては、自社技術で提案可能と回答したメーカーが２社と少なく、入札における競争環境には大きな課題が残っておりますが、２社の技術等には大きな差異は見られず、シャフト炉式のガス化溶融とは違って少なくとも最大２社間での競争は可能であると考えられるため、明らかに除外する理由はないものとして今後の検討対象に残したいと考えております。なお、今回、メタンコンバインドを提案可能としたメーカーは、いずれもストーカ式焼却の技術を保有しているため、今後メタンガス化と組み合わせるものとしては、ストーカ式焼却という形で整理をして、今後の検討に進めたいと考えております。

４２ページをご説明をさせていただきます。

ただいま事務局案としてご提示をいたしましたとおり、今後の検討対象

として、ストーカ式焼却及びメタンコンバインドの二方式を残すと仮定した上でのお話となっておりますが、今後メーカーへのヒアリング内容を決めていくため、最終的な評価を行う際の評価項目案についてご説明をさせていただきます。

なお、今年度末に実施予定のメーカーヒアリングについては、今回、ここでご審議をいただく評価項目案を評価するために必要な情報を聞き取りするという形を想定しております。聞き取り結果をもとに可燃ごみ処理方式について検討委員会の中で最終的な選定を行うことになりますが、配点や採点者などの評価方法の詳細については、令和７年度の本委員会で審議、決定をする予定とさせていただきたいと思っております。

評価項目案についてご説明させていただきますと、基本構想で決定をした新ごみ処理施設の基本的な４つのコンセプト、この４つのコンセプトを大枠として、この各コンセプトに見合う項目という形で設定をさせていただきました。

まず基本コンセプトの①「環境にやさしい施設」でございますが、こちらについては（１）から（７）の７つの評価項目案を設定しております。

少し長くなってしまいますが順にご説明をいたします。

まず（１）「排ガス量」でございますが、こちらはごみ処理施設から排出されるガスの量ですので、ガスに含まれる汚染物質の総排出量に関係するものということから、環境にやさしい施設であるかどうかの判断基準として設定いたしました。なお、新ごみ処理施設では規制値よりも厳しい自主基準値を設定する予定となっておりますので、この評価項目は環境に優しくない方式を判断するという項目ではなくて、あくまで環境にやさしい基準値等を守ることは前提として、より強く環境に配慮できる方式は何かを配慮する判断するための前向きな項目となります。

（２）「処理副産物の発生量」ですが、この後（３）としてご説明する「処理副産物の有効利用性」とも関係するものではございますが、仮に処理副産物、例えば焼却灰ついては、有効利用できるとしても、そもそもの発生量が少ないことに越したことはありません。そちらの方が当然環境にやさしいと考えられますので、発生量そのものをまず判断する項目として設定させていただきました。

そして（３）「処理副産物の有効利用性」でございますが、こちらを有効利用することによって、最終処分量の削減に繋がるということから、こちらも判断基準としての設定をしております。

（４）「電力の有効利用量」ですが、これはごみ処理から生まれた電気については、CO2 発生の要因となる火力発電による電力、こういったものの代替効果、こういったものを使用削減する効果がございますので、設定をさせていただきました。

（５）「燃料消費量」ですが、こちらは資源の消費を削減、そして燃料を使用することにより発生する CO2 の抑制、ここに関わることから設定をしております。

（６）「温室効果ガス」でございますが、これは温室効果ガス排出量という視覚的にわかりやすい基準において環境への優しさを判断する基準として設定をしております。

最後に（７）「炭素循環の将来性」といたしまして、今後ゼロカーボン

もしくはカーボンニュートラルということに対して新ごみ処理施設がどのように貢献していけるかを判断するための基準として設定をしております。

続いてコンセプト②「安全、安心で安定した施設」ですが、こちらについては（8）から（１３）の６つの項目案を設定しております。

（8）「公害防止基準の遵守性能」につきましては、稼働期間にわたり自主基準値を含む公害防止基準を遵守できることは当然施設の安心安全に繋がるということから設定をしております。

また（9）「ごみ量・ごみ質への変動」については、今後数十年の稼働期間にわたり、安全安心安定した施設であり続けることができるかをはかる判断基準であると考え設定をしております。

（１０）「技術導入数」については、技術導入数が多いこと自体、これが各メーカーが蓄積している豊富なノウハウもしくは問題対応力として通常時だけでなく緊急時の安定的な施設稼働にも繋がると考えられますので、設定をさせていただきました。

そして（１１）「維持管理性」ですが、こちらは経済性や通常時のメンテナンス性が良好であるかどうかだけではなく、緊急時においても、通常運転への復帰を素早く行えるかどうかを判断できるとして設定をいたしました。

（１２）「災害廃棄物への対応」ですが、通常時とはごみ質・ごみ性状が異なると想定される災害廃棄物への対応力については構成市町がいち早く災害から復興するために必要となることから設定をいたしました。

最後に（１３）「施設の強靭性」、これは災害にも耐える強靭性が市民生活の継続、早期の災害復興に不可欠な要素であることから設定をしております。

コンセプト③「地域に貢献し、住民に親しまれる施設」ですが、こういった施設として考えられる指標としては、例えば地域の方が利用できる各種施設、例えば運動施設や災害時の避難所機能、また、施設に関する情報を積極的に発信していくといったような機能がコンセプトに合致するものと考えられますが、こういった機能については、可燃ごみの処理方式に左右されないと考えられます。ですので、どの可燃ごみ処理方式であったとしても、こういった要素については達成することができるのではないかというところで、次回、第４回検討委員会において、別途、地域貢献といったような項目としての審議事項を予定しておりますので、可燃ごみ処理方式の評価という点においては評価項目を設定しておりません。

最後にコンセプト④「経済性に優れた施設」でございますが、こちらについては（１４）から（１７）の４つの評価項目案を設定しております。

（１４）「入札の競争性」ですが、多くの企業が入札に参加できることは、入札手続きそのものの公平性公正性を担保するものではありますが、それだけではなく企業間の価格競争によって経済性を求めることも可能になることから、この経済性にすぐれた施設という評価基準として設定をしております。

（１５）「施設整備費」と（１６）「管理運営費」については経済性そのものの直接的な指標であることから設定をしております。

（１７）「循環型社会形成推進交付金」でございますが、こちらについ

ては処理方式によって交付金の交付率等が変わることがあるため、この交付金も考慮した実質的な負担額を全体として判断する必要があると考え設定をしております。

可燃ごみ処理方式選定に関するご説明は以上となります。

説明が長くなって申し訳ございませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

荒井議長　　どうもありがとうございました。

第一次選定として３１ページにあるようにストーカ式、流動床式、ガス化溶融炉のシャフト炉式、流動床式ガス化溶融炉、それから乾式メタン発酵、この５つの機種を一次選定したわけですけども、その後のメーカーに対するプレヒアリングをした結果、最終的に４１ページにありますように、ストーカ式、乾式メタン発酵の２つに絞りたいということでございます。

さらに来年度、これらの２つの方式について評価をしていくわけですけれども、その評価項目としては４２ページのような形で、軸足を定めたいということでございます。

何かご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

■■委員　　３４ページですけれど、９社のうち、G 社がメタンコンバインド方式を優先順位１位としてて、大方の残る８社はストーカ式を１位としておるわけですけども、この傾向にちょっと違いがあるんだろうなということで、G 社の提案コンセプトみたいなものがおそらく影響してるんだろうなとは思うんですが、もしその辺聞き取りができてるのであれば教えていただけますでしょうか。

事務局　　提案コンセプト言うということですが、例えば３５ページにはこのバイオガス化方式のメリット・デメリットというようなところで、こういったメリットはメタンコンバインドに共通して当てはまるといったところになります。

しっかりとその提案コンセプトをお伺いしているわけではないのですけども、この優先順位１位や２位は、メーカーでどういった処理方式に力を入れているかとか、その力の入れ具合等も左右して１位、２位といった優先順位がついてきたのかなと事務局では考えているところです。

■■委員　　わかりました。メタンコンバインド方式は、おそらく環境面だとか、特にエネルギーの再利用とかそういったことも含めて、いろいろ検討に値することって多いんだろうと思っております、素人ながら。ですから、今後やはりこの辺をしっかりと見極めながら、ただやはりコストの問題も大きく左右されるかとは思うんですが、十分検討には値するかなと思っております。

荒井議長　　ありがとうございました。

そういう意味でストーカ式と乾式メタン発酵を残し、その中からいろいろ評価をして絞っていこうという考えが事務局の提案内容かと思います。

よろしくお願いします。他に何かございますか。

■■委員　　ちょっと素人的な質問になり大変恐縮なのですけれども、４２ページの評価基準をご説明いただいたときに、ごみ処理施設だから排ガスとありました。特に一番「環境にやさしい施設」っていうのを考えたときに、周辺環境を考えると、ごみ処理施設が稼働したときに騒音とか振動とかってどうなるかなと思ったんです。

そういったものはもともと発生しないから、この評価軸に入っていないのか、それとも或いは②の公害防止基準の遵守性能でカバーしているのか、ちょっとその辺について教えてください。

事務局　　今、お話の中でいただいた通り②の（８）「公害防止基準の遵守性能」で騒音であったりとか振動であったりとか、そういった観点から評価したいと考えております。

荒井議長　　よろしくお願いします。差が出ないこともありうるのですけれども、排ガスだとか排水或いは騒音、振動、臭気とか、アセスメントでもやってるのでしょうから、そういったところについてもきちんと評価をするということが必要かなと思います。

よろしくお願いします。はい、どうぞ。

■■委員　　今の点に関連するのですけど、バイオガス化方式、２社しか出てこず丸が１つで３社ですが、新しい技術という理解をしてもよろしいのでしょうか。

そして、これを埼玉県の処理施設に、私、この前見学に行ったのですが、非常に素晴らしいなというふうに見てきたのですが、実際にもう嵐山町、2つの町がこの方式、小さい町ですけどもこの方式でやって実証実験も含めて、始めているという話を聞いてきたのですが、その辺の調査みたいなものはやっているのでしょうか。

事務局　　３３ページのメーカーヒアリングの結果で、ここ１０年ぐらいの実績で、一番右側のバイオガス化方式の実績としては３件あるというところなのですが、現段階でもメタンガス化施設の設計や建設工事が進んでいるというところで、ここ最近増えているといった注目されている方式になります。関東圏内で言いますと、埼玉県の自治体ではないのですけども、東京都の町田市ではこのバイオガス化方式という方式を取り入れて、現在ごみ処理を行っているという実績がございます。

荒井議長　　ありがとうございます。ここ１０年ぐらいの間に出てきた技術なのですけども、ストーカ炉などでしたら３０年よりもっと前、もっと長い歴史を持ってるんですけれども、「コンバインド」というのはくっつけるという意味で使ってるんですけどストーカとバイオマス化施設を一体的な施設としています。町田市にありますから、見学するということもよろしいのかなとは思います。

事務局　　回答がもれていたのですが、調査しているかについて、町田には我々事務局視察に行ってるところで、今、委員長からもお話いただいた通り今後、来年度の委員会での視察等を検討していきたいと思っていますので、その際にはこちらでどういったところを視察するかを提案させていただきたいと思います。以上です。

荒井議長　　事務局でやっていますので、ここ見たいとかあそこをみたいと言うことがあれば、それに対して私からも意見は言いますけれども、事務局で調べていたところでもし計画するのでしたら是非同行していただきたいと思います。よろしくお願いします。
はい、どうぞ。

■■委員　　１点、お願いなんですが。
４２ページの評価基準のところなのですけれども、基本コンセプトっていうのは、基本構想に基づいた①から④までっていうことで書かれていると思うんですが、そのあとの評価項目というのがコンセプトごとに書かれています。その間に、例えば基本コンセプトが大項目、その間に中項目、評価項目が小項目とすれば、よりわかりやすくなるのではないでしょうか。他の施設を見に行ったときに、中間処理性とか環境保全ですとか、再資源化性ですとか施設の安全性、維持管理性、施設規模、経済性とかっていうような形で、中程度の数で区分けしていたところがあったので、そういった形でわかりやすくすることって可能でしょうか。

事務局　　中項目の設定について事務局で検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

荒井議長　　いくつかに分けるということですね。この中が例えば７項目あったら、７項目を代表するような考え方で２つか３つかにまとめていくという考えですね。ぜひ検討してください。
他に何かございますか。

■■委員　　４２ページですが、評価項目がいろいろあっていいんですが、多分これ数値を出していただいて評価するとなったら、少ない方がいいみたいなふうになると困るので、例えば根拠も書いて欲しいと思います。例えば副産物の発生量は同じごみを燃やして副産物がそんなに違うのかとか、温室効果ガスの排出量だって同じごみ燃やすんだから、量なんてもともと炭素の数は同じなんだから、燃やしたら一緒だろうと思います。そしたら何が違うのか、メタンが出るのが違うとか、そのような根拠を、何か書いといてもらわなくちゃ、ただ数字との勝負になってしまうのではないでしょうか。何かそこら辺は何か考えて出してもらえることを、お願いしたい。

事務局　　今回の評価項目ということで出させていただきましたが、今後の評価方法については、採点であったりとか配分であったりとか、その辺りは事務局で考えさせていただいて、提案したいと思います。よろしくお願いします。

荒井議長　　ありがとうございました。
悩ましいですね。処理副産物なのでストーカ炉でしたら焼却灰が出てくるわけですけども、それに水をどれだけ加えるかによって、重さが違うし、処理費用が変わってきますので何を評価してるかわからないところがあるので、その辺をはっきりして評価していきたいというご意見かと思いますので、よろしくお願いします。
他にございますか。

■■委員　　今の４２ページの左側で③「地域に貢献し」という部分なのですが、かなり大ざっぱで先ほどリサイクル、リユースという施設の話はちらっと出ましたけども、この部分についてはこれから具体的にということと、私どもが考えているのはもうちょっとスケールが大きい話です。例えば今、西貝塚なんかでは環境フェスといって、広場を利用して広範な活動を上尾市で一番大きいというぐらいの規模でやったりしている場所ですよね。そういう場所の確保含めて、今もう限定された大きさにはなっていますけれども、もうちょっとみんなが親しめるっていうことも書いてあるんで、そういう施設になるのかどうかということで、今でなくてもいいんですが、次回具体的な話をいただくようお願いします。

事務局　　今回の項目では可燃ごみ処理施設の方式というところで、この評価項目は設定してございませんが、次回、環境学習や地域貢献、そういった議題を、ご審議いただきたいと考えております。
どうぞよろしくお願いいたします。

荒井議長　　次回以降のもう少し詳細になってくると思いますので、よろしくお願いします。
他にございますか。
それでは事務局提案通り２方式に絞って、今後、処理方式を選定していくことと、基本的には評価項目と評価基準、評価区分含めて評価をしていくということで、事務局提案を了承したいと思いますがいかがでしょうか。
（委員一同、異議なし）
どうもありがとうございます。それでは事務局の提案を了承したいと思います。

（５）追加議案

荒井議長　　それではこれで予定した分が終了いたしました。事務局より追加の議事があると伺っております。
事務局より説明をお願いします。

事務局　　今、資料２枚お配りさせていただきました。右上に資料①、資料②と書かせていただいた２枚の資料となります。２つの議事についてご説明させていただきます。

まず１点目は、第２回議事録送付に合わせ、事務局の再検討結果を書面で報告させていただいた内容となりますが、第２回ごみ処理施設建設検討委員会において追加検討すべきというご意見をいただきました、新ごみ処理施設の受付、開設日に関してです。

資料①をご覧ください。

年末年始の営業につきましては、第２回検討委員会資料におきまして、上尾市と伊奈町の現有施設のいずれも「年末年始を除く」と記載をしておりましたが、確認いたしましたところ両市町とも年末の収集運搬を行っており、正しくは「年始を除く」でございました。また埼玉県内においても多くの自治体が年末に収集運搬を実施していることを確認いたしました。

一方、年始につきましては両市町だけでなく埼玉県内で収集運搬を実施している例もございませんでしたので、年始においては構成市町がごみを収集運搬してくる可能性は想定されませんので、当初の事務局案のまま「年始を除く」こととといたしました。

また、土曜日の開場についてですが、第２回検討委員会資料におきまして、伊奈町クリーンセンターの現状に合わせ、年４回土曜日開場としておりましたが、これは現状の伊奈町の収集運搬処理体制に基づくものでもあり、新たな分別体制及び新ごみ処理施設に移行した後においても、年４回の土曜開場が適切であるかは、現状において不明となります。

また、年末に収集運搬を実施している埼玉県内の市町村では、年末年始に収集運搬が長期間行われなくなることを防ぐため年末の土曜日等に臨時収集を行っている例も見られました。

これらのことから、資料①の再検討後の表の赤枠内赤字となりますが、受付日につきましては原則として平日（月曜から金曜日）で、米印といたしまして土曜日は市町の状況に応じて開場。米印２つ目、年始（１月１日から１月３日）を除く。米印３つ目、平日が祝日の場合は開場する、と現時点での最大幅の設定を変更させていただきましたことを改めて報告させていただきます。

２点目は、検討委員会の傍聴人の定員についてです。

資料②をご覧ください。

会議の傍聴人の定員につきましては、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会傍聴要領で会場の収容人数を考慮し５名と定めていたところですが、本日の傍聴手続きにおいても７名の希望がございまして、現在７名の方に傍聴していただいているところです。傍聴人の定員増員を目的といたしまして、傍聴要領の定員の記載を資料②の赤字の通り、傍聴する場合の手続き（２）の（５名）のところですが、そちらを削除し、（３）としまして傍聴人の定員は会議室の広さ等を勘案して委員長が事前に定めるものとするという文言を追加したいと考えております。この会場で実施する場合はレイアウトを工夫することで現状よりも窮屈な配置とはなってしまいますが、本日は７名入っていただいておりますが１０名程度は確保できると考えております。

このことについてご審議をお願いいたします。

荒井議長　　どうもありがとうございます。

資料①、資料②に基づいて受付時間、受付日の変更、それから、傍聴定

員の数の決め方についての変更をそれぞれ提案の通りやりたいということでございます。
何かご意見ご質問ありましたらよろしくお願いします。

■■委員　　傍聴人の数でございますが、会議室の広さを勘案してという話ですが、この会議室だったら何人になるか、そもそも５名はどういう基準で決めて、追加になったのか。今日は傍聴される方が多いというのはわかるんですけど、その会場によって定員の数を事前に委員長が自由に定めるとありますが、これから事前に定めるということでよろしいですか。同じことがまた起きるのではないでしょうか。また人が増えればその分で会場が狭いという話になるんじゃないでしょうか。その辺はきっちりやっていただかないとおかしいと思うのですけど。

事務局　　ここの会場の場合はレイアウトの変更をして最大１０名程度と考えているところです。端にある作業机等を外に出させていただいて、左右で５名ずつという想定です。
定め方ですが、事前に会議公開のお知らせ前に委員長に相談をさせていただいて、会議公開のお知らせ時に、今回の会場であればイコス上尾で定員１０名というふうに事前に周知をさせていただいて、当日はさすがにこれ以上は無理ですので、＋αというのは難しいんですけども、この会場の場合は１０名というところで設定をさせていただきたいと考えております。

■■委員　　わかりました。

■■委員　　基本は増える想定をしているのでしょうか。もし基本は増えるという状況であれば、逆に会場の設定を考えるか、みんなに関心持ってもらって処理場をたくさんの人に知ってもらった方が、結果的にはいいことになると思うし、きちっと議論してるんだということも示せるし、できる限りオープンにしていった方がいいと思うので、混乱するような形では困りますし、一定の制限は必要かもしれないんですが、できる限り傍聴者が受け入れられる方向での会場設定もあり得るんじゃないでしょうか。

事務局　　ご意見ありがとうございます。
先ほど回答が漏れたのですが、なぜ今回増やすことに至ったかといいますと、今年度５人と定員ぎりぎりの傍聴人がいらっしゃっておりまして、問い合わせも度々いただいておるところで、折角来ていただいてお帰りいただくのも申し訳ないと思いますので、今後、増やしたいと考え、今回の追加で議案として入れさせていただいたところでございます。
今の委員さんからもご提案いただいた通り会場の検討も必要ではないかというご意見もいただきましたので、事務局で検討させていただきたいと思います。

荒井議長　　はいどうもありがとうございます。
基本はこの提案通りで進めていくけれども、会場等についても事務局で

検討するということでよろしいですか。

事務局　　会場の都合に合わせて事前に委員長と相談させていただきまして、その人数をホームページ等で周知したいと考えております。

荒井議長　　どうぞよろしくお願いします。

■■委員　　受付時間ですが、サービスの向上のためというのはわからないではないんですけど、せっかく政府が３連休を増やそうとか、なるべく休もうとか、ゆとりを持とうとか言っているときに働く方はかわいそうだなって思います。３連休のときは全部開けないとか、なるべく働く人を少なくしてもいいんじゃないかと思います。個人的な感想です。

事務局　　委員さんのおっしゃる通りなんですが、今回の設定させていただいた内容は環境アセスメントの調査計画書に関連がございまして、環境アセスメントの中では最大を見て調査、予測評価等を行う必要がございますので、最大を枠として見させていただいております。今後につきましては構成市町の上尾市、伊奈町と詳細について詰めていきたいと考えております。

荒井議長　　はい、どうもありがとうございます。
それでは何か特にないようでしたら、事務局提案を了承することとしたいと思いますがよろしいですか。
（委員一同、異議なし）
今アセスの内容であるということを事務局から説明がありましたので、できれば、その辺の考え等についてはご質問の趣旨に合わせて検討して下さい。よろしくお願いします。
それではいろいろ議事進行に協力いただきましてありがとうございます。進行を事務局にお返しします。

４　その他

司会　　荒井委員長ありがとうございました。
それでは次第に戻りまして４「その他」でございますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

５　閉会

司会　　それでは閉会にあたりまして、細田副委員長様から、ご挨拶よろしくお願いいたします。

細田副委員長　　皆さん毎回ご熱心な答弁ありがとうございます。お疲れ様でした。
上尾市、伊奈町とごみの総量が、ここ３年の間で減少傾向であるということを聞いてうれしく思いました。
前回委員さんから非常に懸念の声が上がったのですが、すでに我々は、

ごみ広域処理施設が進行してることをわかっているのですが、一般市民や町民の方は中々わかっていらっしゃらない。令和８年から、このことを皆さんに広報するというような計画のようですけれども、すでにある程度話が進んでいるので、町民、市民の方にある程度は情報を広げてきていただきたいと思います。

というのは、生活ごみの収集に関しては「急に変わるのは嫌だよ」、「今の通りでいいんだよ」、「分別なんか協力しないよ」という声が出ると思います。

今のままではもうごみの処理施設は寿命が来ており建て替えしなければいけない、そのためには国のお金が必要となる、国の予算をもらうためには、その方式にしたがって分別に協力してもらなきゃならないのだと、この３点をはっきりわかるように、特に上尾市民の方は形が大きく変わるものですから、なるべく早くから、色々な情報を伝えていって欲しいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。あと２回ございますが、どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

司会　　細田副委員長、ありがとうございました。

昨年、組合が立ち上がりまして、各市町のホームページや広報紙、また区長会議や自治会長会議、そういうところに出向いて組合でも周知に取り組んでいるところでございますので、これからも回数を増やすなどして、さらに細かい地区の住民説明会なども増やして周知に努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次回の第４回検討委員会でございますが、１月２２日の水曜日２時から追加をさせていただいて、会場はこちら同じイコス上尾となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の検討委員会は以上で終了させていただきます。お疲れ様でした。

午後４時０８分　閉会